

○行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

平成30年12月21日告示第72号

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害防止、避難経路の確保等を図り、もって市民が安心して生活することができる災害に強いまちづくりを推進することを目的として、道路等に面するブロック塀等の撤去工事に係る費用に対し補助金を交付することについて、行橋市補助金等交付基本要綱（昭和62年6月行橋市告示第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造及び組積造（れんが造、石造、コンクリートブロック造等をいう。）の塀をいう。
- (2) 道路 行橋市耐震促進計画に定める避難路をいう。
- (3) 所有者等 ブロック塀等の所有者又は管理者（公的団体又は公共的団体を除く。）をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付を受けることができるもの（以下「補助対象者等」という。）は、ブロック塀等の撤去を行う所有者等とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 同一敷地において、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないもの
- (2) 市税その他の公租公課を滞納していないもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないもの、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないもの又は暴力団員が役員となっていない法人その他

の団体

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特にやむを得ない事情があると認めるときは、同項第1号に該当しないもの（同項第2号及び第3号に該当するものに限る。を補助対象者等とすることができる。

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれかの要件を満たすブロック塀等で、道路に面して設置されるものうち、路面から高さ1メートル以上のものを全て撤去する工事とする。

(1) 別に定める診断カルテ（以下「診断カルテ」という。）による換算で40点未満のもの

(2) その他市長が災害時に安全上支障があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、ブロック塀等を撤去する工事のうち、次に掲げる要件を全て満たすものについては、市長は、その一部について補助金の交付対象とすることができる。

(1) 前項に該当するものうち、補助対象工事完了後において、診断カルテによる換算で70点以上となるもの

(2) 補助対象工事完了後において、ブロック塀の高さが1.2メートル以下となるもの

(3) 補助対象工事完了後において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路内にブロック塀等が存しないもの

3 補助対象工事が既に他の制度による補助金の交付を受けたものであるときは、前2項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付の対象とはしない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用の3分の2（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は160,000円のいずれか少ない方の額を上限とし、予算の範囲内において交付する。

2 1敷地あたりの補助対象工事に要する経費は、補助対象となるブロック塀等の長さ1メートルあたりに8万円を乗じた額を限度とする。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者等」という。）は、補助対象工事に着手するまでに、当該工事について市長と必要な協議を行い、その内容について助言を受けるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者等は、行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 申請者等は、補助金交付申請書を提出するに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額等（補助の対象となる費用に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額等」という。）があり、かつ、その金額が明らかである場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとし、適当であると認めるときは行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適當であると認めるときは行橋市ブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者等に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定の通知において、必要があると認めるときは、補助金の交付について条件を付すことができる。

3 第1項の規定により、補助金交付決定通知書を受けた申請者等（以下「補助金交

付決定者等」という。)は、速やかに補助対象工事に着手しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 補助金交付決定者等は、工事の全部又は一部を中止する場合には、速やかに行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金交付申請取下届の提出があったときは、市長は、当該補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(申請内容の変更)

第10条 補助金交付決定者等は、申請した内容を変更しようとするときは、速やかに行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書(様式第5号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第8条の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定にかかわらず、変更しようとする内容が交付決定額の変更を伴わない軽微なものであるときは、速やかに行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付申請内容変更届(軽微な変更)(様式第6号)を市長に届け出るものとする。

(実績報告書)

第11条 補助金交付決定者等は、補助対象工事を完了したときは、完了の日から起算して30日以内の日又は当該工事を完了した年度の2月末日までのいずれか早い日までに、行橋市ブロック塀等撤去費補助金完了実績報告書(様式第7号)に関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 第7条第2項ただし書に規定する場合で、前項の規定により完了実績報告書を提出するに当たり消費税仕入控除税額等が明らかであるときは、これを補助金の額から減額した上で申請するものとする。

3 完了実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により消費税仕入控除税額等が確定した場合は、消費税仕入控除税額等報告書(様式第8号)により、市長に報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定により、完了実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行うものとし、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、行橋市ブロック塀等撤去費補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助金交付決定者等に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助金交付決定者等は、速やかに行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書の提出があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助金交付決定者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象工事以外の用途に使用したとき。
- (3) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第12条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により、補助金交付決定者等に通知しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しの部分について既に補助金を交付しているときは、行橋市ブロック塀等撤

去費補助金返還命令書（様式第12号）により、期限を定めて返還を命じるものとする。

附 則

この告示は、平成31年1月1日から施行する。

行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書

行橋市長

様

住所

申請者 氏名

Ⓜ

電話

行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第 7 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 ブロック塀等の概要	所在地		
	種別	<input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> 組積造 (れんが造、石造、コンクリートブロック造等)	
	高さ	m	
	設置場所	<input type="checkbox"/> 道路に面している <input type="checkbox"/> 道路に面していない	
	前面道路の幅員	m	
2 撤去工事の概要	<input type="checkbox"/> 撤去 (全部)	撤去長さ m	
	<input type="checkbox"/> 撤去 (一部)	撤去長さ	m
		撤去後の高さ	m
		撤去後の診断カルテの改善計画	点
		<input type="checkbox"/> 建築基準法第 4 2 条に規定する道路内にある <input type="checkbox"/> 建築基準法第 4 2 条に規定する道路内にない	
3 工事施工者	住所		
	名称	電話	
4 交付申請額	補助対象工事に要する経費	円 (税込) (うち消費税相当額 円)	
	補助金の額	円	
5 事業の期間 (予定)		年 月 日 から 年 月 日まで	
6 他の補助制度の利用		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	
7 仕入れに係る消費税額の控除対象事業者		<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない	

関係書類

- ① 位置図
- ② 工事の概要がわかる図面 (撤去長さ、高さ、撤去方法 (全部・一部) 及び撤去範囲)
- ③ 撤去後の診断カルテの改善計画 (診断カルテによる換算で 70 点以上の場合に限る。)
- ④ 工事前の全景写真
- ⑤ 工事見積書の写し (金額の内訳及び補助対象内外が分かるものを含む。)
- ⑥ 誓約書
- ⑦ その他市長が必要と認めるもの

(裏)

誓 約 書

私は、行橋市ブロック塀等撤去費補助金の交付申請に当たり、次に掲げる事項について誓約します。
また、行橋市が誓約した事項を確認するために、私の個人情報を関係機関に照会等することに同意します。

- 1 行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱を遵守すること。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないもの、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないもの又は暴力団員が役員となっていない法人その他の団体であること。
- 3 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令を遵守すること。
- 4 補助対象工事完了後にブロック塀等を再築する場合は、高さを1.2m以下とすること。
- 5 補助対象工事完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準法第42条に規定する道路内に設置しないこと。

年 月 日

行橋市長 様

住 所

氏 名

㊞

行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書

行橋市長

㊟

年 月 日付で申請のあった補助金について、次のとおり交付することとしたので、行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

1 交付決定番号	
2 交付決定額	円
3 補助対象工事	<input type="checkbox"/> 全部撤去 <input type="checkbox"/> 一部撤去

交付条件

- ① 行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱を遵守すること。
- ② 補助対象工事が実施年度の2月末日までに完了しない場合又は当該工事の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- ③ 補助対象工事完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令を遵守すること。
- ④ 補助対象工事完了後にブロック塀等を再築する場合は、高さを1.2m以下とすること。
- ⑤ 補助対象工事完了後にブロック塀等を再築する場合は、建築基準法第42条に規定する道路内に設置しないこと。

行橋市ブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知書

様

行橋市長



年 月 日付で申請のあった補助金について、次のとおり交付しないこととしたので、行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

(理由)

行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付申請取下届

行橋市長 様

住所

申請者 氏名 ㊟

電話

年 月 日付第 号で通知のあった行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付決定に係る申請を取り下げたいので、行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 補助金の名称	年度行橋市ブロック塀等撤去費補助金
2 交付決定額	円
3 取下げ理由	

行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付変更申請書

行橋市長 様

住所

申請者 氏名 ㊟

電話

年 月 日付第 号で通知のあった行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付決定に係る申請内容を変更したいので、行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 補助金の名称	年度行橋市ブロック塀等撤去費補助金
2 変更理由	
3 変更内容	

関係書類

- ① 変更内容がわかる資料
- ② その他市長が必要と認めるもの

行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付申請内容変更届（軽微な変更）

行橋市長 様

住所

申請者 氏名

印

電話

年 月 日付第 号で通知のあった行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付決定に係る申請内容を変更したいので、行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

1 補助金の名称	年度行橋市ブロック塀等撤去費補助金
2 変更理由	
3 変更内容 (軽微な変更に限る。)	

関係書類

- ① 変更内容がわかる資料
- ② その他市長が必要と認めるもの

行橋市ブロック塀等撤去費補助金完了実績報告書

行橋市長 様

住所

申請者 氏名

印

電話

年 月 日付第 号で通知のあった行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付決定に係る補助対象工事を完了したので、行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金の名称	年度行橋市ブロック塀等撤去費補助金
2 事業完了年月日	年 月 日
3 内容の変更	<input type="checkbox"/> あり ・ <input type="checkbox"/> なし (変更内容:)

関係書類

- ① 工事請負契約書（金額の内訳及び補助対象内外が分かるものを含む。）及び領収書の写し
- ② 工事前後の全景写真
- ③ 診断カルテの結果（診断カルテによる換算で70点以上となった場合に限る。）
- ④ その他市長が必要と認めるもの

消費税等仕入控除税額報告書

行橋市長 様

住所

申請者 氏名

印

電話

行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第11条第3項に基づき、消費税仕入控除税額等
確定しましたので、次のとおり報告致します。

- 1 補助金額（補助金額確定額）
_____ 円（A）
- 2 補助金額確定時における消費税等仕入控除税額
_____ 円（B）
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額
_____ 円（C）
- 4 補助金返還相当額（C－B）
_____ 円
- 5 添付書類
 - ① 上記金額の根拠がわかる資料
 - ② その他市長が必要と認めるもの

行橋市ブロック塀等撤去費補助金額確定通知書

様

行橋市長



行橋市ブロック塀等撤去費補助金額を確定しましたので、行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

1 交付決定番号	
2 確定金額	円
3 補助対象工事	<input type="checkbox"/> 全部撤去 <input type="checkbox"/> 一部撤去

行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書

行橋市長 様

住所

申請者 氏名 印

電話

行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり補助金の交付を請求します。

記

1. 請求金額

請求金額				十 万	万	千	百	十	円

2. 振込先

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・労働金庫		支店(所)				出張所	
	金融機関コード							
	普通・当座	口座番号(右詰めで記入)						
	ゆうちょ 銀行	金融機関コード	9	9	0	0	8	
		記号	1			0		
	番号 (右詰め記入)						1	
口座名義人		(ふりがな) 氏 名						

行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書

様

行橋市長

㊟

年 月 日付第 号で通知した行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付決定を次のとおり取り消したので、行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第15条の規定により、通知します。

1 交付決定番号	
2 交付決定額	円
3 取消金額	円
4 取消理由	

行橋市ブロック塀等撤去費補助金返還命令書

様

行橋市長

㊟

年 月 日付第 号で交付決定を取り消した行橋市ブロック塀等撤去費補助金について、行橋市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱第16条に基づき、次のとおり返還を命ずる。

1 交付決定番号	
2 返還金額	円
3 返還期限	年 月 日